

○寺井政博議員 おはようございます。如水会の寺井政博です。会派を代表して質問を行います。

物価高騰対策について伺います。

国内においては、ここ数年、円安の進行や人件費の上昇などに伴うコスト増により、物価高騰が常態化しています。物価上昇率は、2025年では前年比でおおむね3%、2026年においても2%前後で推移することが見込まれており、いわゆるデフレ脱却後のインフレ局面へと移行しています。しかしながら、一部の企業においては、こうしたコスト上昇分を適切に価格へ転嫁できていない状況も見られ、企業活動が疲弊する状態が続いています。

そのような中、本年2月28日に発生したアメリカとイスラエルによるイランの核保有を阻止するための大規模な軍事攻撃を契機として、中東情勢は急速に緊迫化いたしました。これに対する報復措置として、ホルムズ海峡が封鎖される事態となり、原油の9割以上を中東地域からの輸入に依存している我が国においては、供給不足を補うための対応が講じられています。

高市総理の表明を受けて、菊間国家石油備蓄基地では、先頭を切って、段階的に複数回にわたり備蓄の放出が実施されております。また、政府として、原油調達先の多様化を図り、太陽石油株式会社においても、従来とは異なる産油国からの原油調達が行われています。また、政府は、激変緩和措置としてガソリン170円程度への価格の抑制、重油・軽油など幅広い燃料に対する補助を行うほか、家庭での電気・ガス料金の軽減策を行うことで家計や経済への影響を緩和しようとしています。

しかしながら、依然としてアメリカとイランの間では軍事的対峙が続いており、停戦交渉が行われているとはいえ、情勢は極めて不安定な状況にあります。今後の動向については、引き続き注視していく必要があります。

自治体としての物価高騰対策は、国の重点支援地方交付金を活用し、生活者への給付金・現物支給と事業者・公共施設へのコスト支援の2本柱で実施するのが効果的と考えます。今治市においては、今年度当初予算では、物価高騰対策として、1つ、子育て世帯の負担軽減として、syつりよく保育所及び小中学校の給食材料費高騰対策として、それぞれ補助を行い、保護者の負担を増大させることなく給食の質を確保する事業。1つ、一般家庭の負担軽減として、島嶼部通行料金助成事業、省エネ家電等普及促進事業、太陽光発電設備の導入を、国の交付金を活用して支援するゼロカーボンシティ事業。1つ、事業者の負担軽減として、DX・AIを活用した設備投資や省エネ投資を支援する物価高騰対応DX・GX緊急対策事業、農業・水産業への高温化対策支援事業と多方面にわたる対策事業を講じてきました。

また、6月定例議会予算では、物価高騰対策として、1つ、地場産業、基幹産業等への支援として、タオル産業をはじめとした各種地場産業への支援。1つ、第一次産業への支援として、農業・水産業経営者への支援。1つ、観光事業者への支援として、宿泊事業者や観光船事業者への支援。1つ、子供・福祉・医療分野への支援。1つ、地域公共交通への支援として、バス

事業者やタクシー事業者への持続可能な地域公共交通の維持のための支援。1つ、防災、防犯対策への支援として、災害発生時における各種対策を支援。1つ、一般家庭の消費喚起に向けた支援として、せとうちみなとマルシェ出店店舗で利用できるプレミアム付クーポン券発行等の各分野への事業者支援並びに市民生活へのきめ細かな配慮をした支援策が打ち出されています。

しかしながら、不確実な国際情勢を受け、国内の経済活動においては、燃料費や原材料費の上昇によるコスト増加に加え、ナフサをはじめとする原油由来の化学製品の流通不足による資材調達の不安定化が生じています。その結果、製品仕様の見直しを余儀なくされる動きも出ております。本市においても、塗料関連をはじめとする建築資材の調達不安や燃料費高騰による収益の圧迫などの影響が懸念されており、代替可能な原料や資材の活用を模索する動きもあると聞き及んでおります。

こうした状況に対し、政府においては、アメリカや中南米からの原油の代替調達の拡大をはじめ、ガソリン補助金の再導入、拡充、また原油から生成されるプラスチックや医療物資などの原料、ナフサ不足の深刻化に対し、年度を越しての日本全体での必要量は確保されているとの見解から、流通過程における供給の目詰まり、買い控えや自主的な供給制限の解消を重点課題として取り組む方針です。

また、日本政策金融公庫では、セーフティネット貸付の要件緩和が実施されているほか、商工会議所や商工会などの支援機関において相談窓口が設けられており、市役所内にも同様の相談体制が整備されていると認識しています。さらに、愛媛県においても、関係課による庁内横断的な中東情勢影響対策チームを設置し、情報収集や分析、影響緩和に向けた対応策の検討が進められているところです。

そこでお伺いいたします。

1 番目、中東情勢の悪化に伴う市内経済への影響について、どのように把握されているのかお尋ねいたします。

また、2 番目、その状況に対し、今治市として今後どのような支援を行っていくのか。

以上2点をお伺いいたします。

○達川雄一郎議長 答弁を求めます。

○徳永繁樹市長 如水会を代表しての寺井議員の御質問に答弁させていただきます。

ホルムズ海峡封鎖など中東情勢の悪化は、エネルギー供給を海外に依存する我が国にとって極めて深刻な事態となっております。現に今治市の会社が保有する一部の船舶についても、ペルシャ湾内での停泊を余儀なくされており、現地では船員の食料確保や船舶の維持管理など、厳しい対応を強いられるとお聞きしています。また、本市の基幹産業である造船、タオル、観光、農林水産などの分野においても、エネルギー価格や原材料費の高騰により、深刻な影響を受けている状況にあります。

このように、世界情勢の緊迫化は決して遠い国の出来事ではなく、本市での企業活動、さらには市民の皆様の日々の暮らしに直結する問題であり、私自身、強い危機感を覚えているところであります。

このため、昨年12月以降、国の臨時交付金を活用し、市民の皆様に公平かつ迅速にお届けができるおこめ券の配付をはじめ各種支援策を実施するとともに、政策的な意図を持った次の一手につながるような支援策として、今年度の当初予算においても様々な物価高騰対応事業を打ち出させていただきました。

また、地域経済対策として、本年3月には商工会議所、商工会と連携し、物価高騰に関する相談窓口を設け、市民や事業者の皆様の声をお聞きする体制を整えるとともに、金融機関や関係団体、事業者の皆様から直接生の声をお聞きし、積極的な実態把握に努め、今後、今治市として何ができるのかということを検討してまいりました。

こうしたことを踏まえ、今回の6月補正予算には、緊急総合支援パッケージとして、市民生活を下支えする予算とともに、中東情勢の悪化に伴う影響を少しでも緩和し、今治市内の経済を活性化するための5つの分野での支援予算を計上させていただいております。

まず、1つ目は、今治市を支える地場産業、基幹産業の支援であります。

タオル産業をはじめ、大島石や寺井議員御地元の菊間瓦といった伝統産業においても燃料費や資材の高騰が経営の大きな負担となっているため、現在の燃料費等の高騰が年末まで継続することを見越し、その影響額の一部を支援し、長年受け継がれてきた地場産業を全力で守り抜いてまいります。加えて、人材不足や事業効率化など、市内事業者の経営課題を解決するため、今治市内に将来にわたる事業継続と成長を支える未来への防波堤として行う経営のデジタル化や環境対応への設備投資の追加、従業員の労働・居住環境の向上を図る施設整備についても支援を行うことで、賃上げの実現や前向きな投資に取り組む事業者の皆様を応援し、地域経済全体の競争力向上と安定した雇用の創出へ確実につなげてまいりたいと考えております。

支援分野の2つ目は、第一次産業でございます。

農業分野における飼料や肥料、営農資材等の高止まりや供給遅れ、また水産業における燃油や資材価格の高騰により、現場では先行きへの不安が高まっております。そのため、経営に影響が生じている認定農業者や認定新規就農者の負担軽減を図るとともに、水産業従事者に対しては、共済制度積立金の一部を支援し、事業継続の基盤を強化してまいります。

3つ目は、観光産業への支援であります。

国際情勢の緊迫化などにより、インバウンドへの影響が強く懸念されております。物価高騰とインバウンド減少に直面している宿泊事業者や観光船事業者に対しても、その経費の一部を助成し、事業継続に向けた光を届けてまいります。

支援分野の4つ目は、医療・福祉であります。

医療・介護現場でも食材費や衛生資材の価格上昇が続いておりますが、報酬は制度により定

められており、急激なコスト増を直ちに反映できないため、愛媛県の助成期間終了から国の報酬改定を迎えるまでの空白の期間につきまして、本市独自の助成を行い、地域の医療・福祉サービスを下支えするものでございます。

最後の5つ目は、地域公共交通への支援でございます。

地域の大切な足として重要なバスやタクシーは、燃料価格高騰の影響を強く受ける業種でございます。暫定税率の廃止や国の激変緩和措置で燃料価格は一定程度抑制されておりますものの、依然として高水準で推移し、経営を圧迫している状況です。このため、燃費性能の高い車両やバリアフリー車両の導入を支援し、将来にわたって持続可能な地域の足を確保してまいります。

以上が事業者に対する支援であります。これらに加え、65歳以上の高齢者を対象としたせとうちみなとマルシェでのプレミアム付クーポンの発行、しまなみ海道3島で開催するしまなみマーケットで利用可能なプレミアム付クーポンの発行などにより、今治市内の消費マインドを力強く喚起してまいります。

さらには、今治市の学生・生徒の住環境を守るための下宿や寮の整備支援、子供食堂の運営支援に取り組むほか、タクシー配車アプリの活用支援、防災グッズ購入助成、公共施設への防犯カメラ設置など、地域経済の下支えのための多角的なアプローチも展開してまいります。

国においては、中東情勢を踏まえた生活支援をさらに強化するため、夏場の電気・ガス料金の追加支援や重点支援地方交付金の活用等を盛り込んだ総額3兆円規模の補正予算案が編成され、本日成立する見込みでございます。今後、本市に対して交付金が追加配分される際には、速やかに効果的な支援策を講じるとともに、ナフサ由来の資材不足や必要な物資が届かないといった、いわゆる目詰まりの問題に対しましても、その解消に向け、市長会等を通じ国に積極的に働きかけてまいります。かなうならば、寺井議員をはじめ議会の皆様にも現場で生じている生の声を国政に携わる方々へお伝えいただければ幸いです。

世界情勢の先行きは依然として不透明であり、予断を許さない局面が続くと考えられますが、そのような中であっても、市民の皆様の暮らしを守り、事業者の前向きな挑戦を支え、今治市の持続的な発展につなげていくとの強い思いを持って、引き続き市政運営に邁進してまいります。

以上でございます。

○達川雄一郎議長 以上で答弁は終わりました。

再質問はありませんか。

○寺井政博議員 議長。

○達川雄一郎議長 寺井政博議員。

○寺井政博議員 ただいま市長から、「市民が真ん中」の考えや、持続的な発展の下、物価高騰に苦しむ市民に対しての細やかな対策、また燃料や資材価格高騰、資材不足に苦慮している事

業者に対しての各般にわたる支援の説明がございました。理事者におかれましては、今議会補正予算が可決されましたら、最大の効果を上げるためにも、当初予算と合わせて、速やかに、物価高騰に苦しんでいる方々に対してスピード感を持った予算執行、対応、事業推進が図られることを望みまして、私の代表質問を終わります。

○加藤 明議員 新政会を代表しまして、通告により質問を行います。

まず最初に、広小路（今治港線）道路空間再編整備計画についてお伺いいたします。

現在、今治市では、中心市街地の基幹道路である広小路について、道路空間再編整備計画及び社会実験の計画が進められております。本事業は、令和8年度から令和12年度までの事業期間において、約20億円規模の事業費が見込まれる大規模事業であり、防災、交通、財政、都市政策など多方面に影響を及ぼす重要な施策であります。特に広小路は愛媛県指定の一次緊急輸送道路であるとともに、今治港港湾の事業継続計画、いわゆる港湾BCPにおいても重要物資輸送路として位置づけられております。今治市中心市街地の基幹道路であると同時に、災害時の重要な機能を担う広小路については、その必要性や合理性について市民に対する十分な説明責任が求められるものと考えます。

そこで、以下、通告に従い質問いたします。

まず初めに、1番目としまして、広小路道路空間再編整備計画の目的・意義についてお伺いいたします。

1点目に、本事業に至った経緯について。

まず、中心市街地の基幹道路である広小路において、道路空間再編整備を進めることとなった経緯についてお伺いいたします。特に、歩行者中心の空間形成や芝生化を含む整備の考え方はどのような課題意識から生まれたのか。また、本事業の発案から現在の計画に至るまでの検討経過についてお伺いいたします。

2点目に、KPI設定の根拠についてお伺いします。

国土交通省への提出資料では、歩行者通行量について、1,666人から2,000人へとする目標が設定されております。まず、この数値目標を設定した根拠についてお伺いいたします。また、同じく提出資料で、中心市街地の満足度については、令和6年度資料では23%とされておりますが、令和3年度策定の今治市都市計画マスタープランでは、市街地地区の吹揚地区、別宮地区、常盤地区対象の市民意向調査では、「住みやすい」または「どちらかといえば住みやすい」と回答した割合が90.3%となっております。調査対象や設問内容が異なる可能性はありますが、両者の結果には大きな差が見られます。今治市として、それぞれの調査結果をどのように整理・分析し、本計画の現状認識や目標設定に反映しているのかお伺いいたします。

3点目に、アンケート調査の母数についてお伺いします。

中心市街地の満足度のKPIに用いられているアンケートについてお尋ねいたします。令和6年11月30日に開催された中心市街地まちづくり市民会議の来場者アンケートを基にしているものと思われませんが、出席者の母数が126人で、そのうち回答者が71人という規模が、本市全体の中心市街地満足度を示す指標としてどの程度妥当であると考えているのかお伺いいたします。また、事後評価において、目標の30%への達成度を検証する際には、調査対象、実施方法、設問内容などをどのように統一し、比較可能を確保するのか、併せてお尋ねいたします。

次に、2 番目、費用対効果についてお伺いします。

1 点目、事業費約20億円の妥当性について。

本事業には約20億円規模の投資が見込まれております。一方で、本市においては、今治市公共施設等総合管理計画等に示されているとおり、多くの公共施設の老朽化対策が喫緊の課題となっております。さらに、新庁舎整備、ネウボラ拠点施設整備、M I C E機能施設整備などの大規模事業も計画されております。こうした財政需要が集中する中で、本事業を優先的に実施する政策的意義及び優先順位について、今治市はどのような観点から判断したのかお伺いいたします。

2 点目に、経済効果についてお伺いします。

本事業では、歩行者通行量を1日当たり約334人増加させることが目標とされております。そこで、この歩行者通行量の増加が、沿道商業の活性化、空き店舗対策、地価の維持・向上などにどのような効果をもたらすと見込んでいるのかお伺いいたします。さらに、本事業ではグリーンインフラによる雨水流出抑制効果も期待されておりますが、その結果として、下水道施設等の維持管理削減効果をどの程度見込んでいるのかお尋ねいたします。

3 番目としまして、防災対策について。

1 点目、一次緊急輸送道路についてお尋ねします。

広小路は愛媛県指定の一次緊急輸送道路としての県道であり、災害発生時には人命救助や支援物資輸送を担う重要な道路であります。そのような中、本計画で採用された整備案について、防災面で最も高い評価を得た案ではなく、シンボル性を重視した案を採用し、一次緊急輸送道路として必要な機能や安全性をどのように確保できると判断したのか、その検討経過及び根拠についてお伺いいたします。

次に、2 点目、関係機関等との連携について。

広小路は、今治港港湾B C Pにおいても重要輸送路として位置づけられております。南海トラフ地震等により陸上交通網が寸断された場合には、海上輸送による支援物資や人員輸送が重要になるものと考えます。そこで、今治港港湾B C Pとの整合性についてどのように検証しているのかお伺いいたします。また、今治港港湾B C P策定の構成員であります今治港運協会、愛媛県建設業協会、神戸税関、四国運輸局、海上保安庁など、港湾物流関係機関との協議や情報共有をどのように進めているのかお伺いいたします。

次に、4 番目といたしまして、社会実験時の災害対策についてお伺いいたします。

1 点目、安全対策について。

本年11月に約2週間の社会実験が予定されております。社会実験期間中に災害や緊急事態が発生した場合、緊急輸送道路としての機能を速やかに回復するための資機材撤去手順、人員配置、関係機関との連絡体制などを定めた具体的な行動計画を策定しているのかお伺いいたします。また、その内容について市民や関係機関との共有をどのように行うのかお伺いいたします。

2点目に、社会実験後の検証について。

社会実験の結果、防災面、交通面、物流面等において課題が確認された場合、計画内容の見直しや事業手法の再検討を行う判断基準は定められているのでしょうか。また、社会実験の成果及び課題について、どのような評価指標を用いて検証し、今後の計画に反映するのかお伺いいたします。

国土交通省は地方創生や地域活性化に向けた様々な支援制度を用意しておりますが、補助事業として採択されたこと自体が事業の成功を保証するものではありません。最終的な政策判断は地方自治体の自己決定・自己責任に基づくものであり、市民に対する説明責任が求められます。防災機能の向上や都市機能の強化につながるのであれば一定の投資は理解できますが、その効果や必要性について、市民の方々が十分に理解し、納得できる説明が不可欠であると考えます。特に、一次緊急輸送道路であり、今治港港湾BCP上も重要な機能を担う広小路については、防災性、費用対効果、将来負担を含めた総合的な観点から慎重な検討が求められます。市民の理解と信頼を得るためにも明確な答弁をお願いいたします。

次に、盗難事件についてお尋ねいたします。

このところ、今治市の関係する盗難事件が続発しております。市民課でのトナーカートリッジの紛失や環境施設課の電力ケーブルの盗難は公表されておりますが、公民館での盗難と思われるものは公表されておられません。そこで、公民館に関することを中心にお尋ねいたします。

新聞報道等により、今治市内複数の公民館において、金庫内に保管されていた公金等を含む現金の盗難被害が発生していたことが報道されております。事実であるとするなら、自治会費や公金など市民から預かった大切な現金が盗難被害に遭ったことは、市民の行政に対する信頼にも関わる重大な問題であり、まずもって原因究明と再発防止の徹底が必要であると考えます。

一方で、今回の件につきましては、今治市として正式な公表が行われていない中で、新聞報道によって市民が事実を知る状況となっております。また、その対応内容についても幾つか疑問を感じる点がありますので、順次お伺いいたします。

1番目、教育委員会として把握している事実関係と経緯について。

まず、新聞報道によりますと、2024年9月から2025年12月にかけて、今治市内5つの公民館において現金約58万円が盗難被害に遭ったこと、各公民館では釣銭用の公金や自治会関係の準公金などを金庫で保管していたこと、各公民館長は、被害発覚後、警察への被害届提出を行ったこと、その後、館長らが内部処分を受け、さらに被害額を自費で補填したことなどが報じられております。まず、この報道内容について、今治市として事実関係をどのように把握しているのかお伺いいたします。また、事実であるなら、被害発生時期、被害総額、対象となった公民館数、被害金の内訳、警察への届出時期、他の公民館等での類似の事案の有無、それらについて現時点で説明可能な範囲でお示しください。

2番目に、教育委員会の初動対応について。

次に、今治市の初動対応についてお伺いいたします。今回、複数の公民館において同種の被害が発生していることから、単なる個別事案というよりも、防犯体制や現金管理体制など組織的な課題もあったのではないかと考えます。そこで、最初の盗難被害が確認された後、今治市教育委員会として、他の公民館への注意喚起、現金保管方法の見直し、鍵管理の確認、防犯対策の点検など、どのような再発防止策を講じたのかお伺いいたします。

3 番目、公民館長の処分について。

次に、公民館長への処分についてお伺いいたします。新聞報道によりますと、各公民館では、現金は施錠した金庫で保管していたこと、公民館入り口や事務室についても施錠管理を行っていたこと、ドア等に破壊痕が確認されていないことなどが報じられております。また、事件発覚後には館長から上司への報告や警察への届出も行われております。さらに、今治市職員倫理規程第3条では「職員は、公正な職務の遂行を損なうおそれがあるときは、直ちに所属長に報告しなければならない」と規定されており、今回、館長らはその報告義務を履行しているものと考えます。加えて、同規程第4条では、管理監督者には必要な措置を講じる責務が定められております。また、監査委員の定例監査も行われる中、令和6年11月26日と令和7年11月26日の定例監査報告書では、盗難に遭ったとされる鳥生、桜井、今治、波止浜の各公民館も業務監査を受けており、印鑑の保管場所についての指摘等がありますが、現金の取扱いについて不適切な指摘は受けておりません。そのような状況の中で、今治市として、各館長についてどのような具体的管理義務違反があったと判断したのか、どのような事実認定に基づいて内部処分を行ったのか、各公民館の事情や管理状況の違いをどのように検討したのかについてお伺いいたします。

4 番目、公民館長の補填について。

次に、館長個人による補填についてお伺いいたします。新聞報道では、各館長が被害額を自費で補填したとされております。しかし、公金と私金との区別は行政実務上極めて重要であり、仮に本人から申出があったとしても、個人資金による補填を認めることについては慎重な整理が必要ではないかと考えます。また、職場内の立場や上下関係等を考えた場合、実質的に心理的負担がなかったのかという点についても疑問が残ります。そこで、館長個人による補填を認めた経緯、その任意性をどのように確認したのか、また公金と私金の区別についてどのように整理しているのか、これらについてお伺いいたします。

5 番目、市民への公表について。

次に、市民への公表についてお伺いいたします。今回の件は、市民から預かっている自治会費や公金等に関わる問題であり、本来であれば、事件発覚後、速やかに市民への説明や公表が必要であったのではないかと考えます。刑事事件としての警察捜査と行政としての説明責任や再発防止は別の問題であると考えます。そこで、今回、今治市として正式公表を行わなかった理由、警察捜査との関係をどのように整理していたのか、今後、同様事案が発生した場合の公

表基準、以上についてお伺いいたします。

6 番目、再発防止策について。

最後に、再発防止策についてお伺いいたします。今回の件を踏まえ、現金保管の在り方、キャッシュレス化、鍵管理、防犯設備、出入管理、複数人確認体制、これらを含め、今後どのような再発防止策を講じ、市民の信頼回復につなげていくのか、今治市の考えをお伺いいたします。

以上、通告による質問を終わります。

○達川雄一郎議長 答弁を求めます。

○徳永繁樹市長 加藤議員の広小路（今治港線）道路空間再編整備計画についてに関する御質問のうち、1 番目、広小路道路空間再編整備計画の目的・意義についての1 点目、本事業に至った経緯についてお答えいたします。

今治市では、令和4 年度に、まちづくりに関心を持つ市民や学生の皆さんと共に、中心市街地の再生に向け、今治市中心市街地まちづくり構想を策定いたしました。その後、約3 年間にわたり、今治市中心市街地創生デザイン会議や中心市街地まちづくり市民会議などを開催し、多様な市民の皆さんと議論を重ねていく中で、令和7 年6 月に今治市中心市街地グランドデザインの策定に至った次第であります。

この今治市中心市街地グランドデザインの策定過程において、令和4 年11月にせとうちみなとマルシェが始まり、今治港周辺に多くの人が集い、交流し、滞在する空間として魅力が高まるとともに、そこに新たな人流やにぎわいが生まれました。そして、今治市中心市街地グランドデザインに関わる多くの関係者が、創出されたにぎわいを港だけにとどめるのではなく、商店街や公共施設を含む中心市街地全体へ広げていくことが重要であり、それらをつなぐ都市軸としての広小路の重要性を認識し、結果として今治市中心市街地グランドデザインに広小路の整備が重点プロジェクトとして位置づけられたものでございます。加えて、令和5 年3 月には、広小路の側道部分にございました路上パーキングが廃止され、愛媛県が自転車通行空間の整備検討を進めるなど、道路空間の在り方を見直す環境も整ってまいりました。

広小路は、今治市にとりまして、今治港と今治市庁舎を結ぶ重要な都市軸であり、中心市街地の将来像を考える上で欠くことのできない空間であるにもかかわらず、残念ながら、現在は自動車の通行がメインであり、人々が滞在し、交流し、まちの魅力を感じられる空間として十分に活用されているとは言い難い状況です。

こうしたことから、道路管理者である愛媛県と連携し、広小路の道路空間再編整備の実現可能性を探るため、本年11月に現在の中央道路部分を緑地空間に、側道部分をメイン道路として使用する社会実験を実施する予定であります。もとより、道路空間の再編は交通や安全など市民生活に様々な影響を及ぼす可能性があります。このため、市民生活への影響は最優先事項であるとの前提の下で、沿道の住宅や事業者、交通関係者等への事前説明を実施しているほか、

今後、市民の皆様にも丁寧な周知を行ってまいります。さらに、社会実験後は、交通への影響や安全性、空間の利活用の可能性、多くの市民や関係者からの評価などをしっかり検証してまいります。

私は、今治のまち、市民の暮らしを将来にわたって維持・発展させていくためには、現状に甘んじるのではなく、将来を見据え、今どのような種をまくかが重要だと考えています。そして、その種の一つが広小路の道路空間再編事業だと認識しております。議員各位におかれましても、御理解、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

その他の御質問につきましては関係理事者から答弁させていただきます。

○富田義勝総合政策部長 加藤議員御質問の広小路（今治港線）道路空間再編整備計画についてお答えいたします。

1 番目、広小路道路空間再編整備計画の目的・意義についてのうち、2 点目、K P I 設定の根拠について及び3 点目、アンケート調査の母数についてお答えさせていただきます。

都市再生整備計画における目標を定量化する指標につきましては、国の制度に基づきまして、事業効果を客観的に把握するため設定しているものでございます。今回設定いたしました指標は、歩行者通行量、子育ての環境や支援への満足度、公示地価の平均変動率、中心市街地の満足度の4 つです。

歩行者通行量につきましては、現状、1,666人から2,000人へ、割合で約20%の増加を目標としております。同様の整備を実施いたしました仙台市におきましては、約10%の増加を目標としておりました。本市は、周辺事業との相乗効果も勘案し、参考とした他都市事例よりも高い20%の目標値を設定したものでございます。

次に、中心市街地の満足度23%につきましては、令和6年度に実施しました中心市街地まちづくり市民会議の参加者を対象といたしましたアンケート調査によるものでございます。126人の参加者から71件の回答をいただいております。この調査結果は、都市再生整備計画におけます現状把握のための指標として活用しているものでありますが、中心市街地の将来像やまちづくりの方向性について継続的に議論いただいている方々の評価でございますことから、現時点における中心市街地への意識を把握する指標の一つとして採用させていただいたものでございます。

今回の調査は、中心市街地の魅力やまちづくりの方向性に対する評価を把握するものでございますことから、今治市都市計画マスタープランにおける住みやすさに関する調査結果90.3%とは単純に比較できるものではございません。また、今後も市民参加型の会議を継続して開催することで、事後評価におきましても、事前評価時と同様の調査手法を取り、適切に評価を行う予定でございます。

次に、2 番目、費用対効果についてでございます。

まず、1 点目、事業費約20億円の妥当性についてでございますが、広小路の事業費につきま

しては、都市再生整備計画の策定段階において、具体的な整備方針や施設配置等が未確定でございますことから、国との協議の下、他都市の類似事例等を参考にいたしまして、概算事業費として約20億円を計上しているものでございます。また、本事業では、国のまちなかウォークブル推進事業の活用を想定しておりまして、補助対象事業費の2分の1について国の支援を受けることを見込んでおります。今後、整備方針や事業費を精査し、愛媛県との役割分担、費用負担等を協議することとしております。

本市といたしましては、子育て、防災、福祉など市民生活に直結する様々な行政課題への対応が最優先であると認識しており、これまでも必要な施策に取り組んでまいりました。一方で、人口減少や少子高齢化が進行する中、将来にわたって市民サービスを維持し、安心して暮らし続けられるまちを実現していくためには、現在の暮らしを支える取組に加え、将来の活力やにぎわいを創出するための投資も必要であると考えております。広小路を含む中心市街地の再生は将来にわたる都市の持続可能性を高めようとする取組でございます。

次に、2点目、経済効果についてでございます。

道路や広場などの公共空間整備により、歩行者通行量が増加すれば、まちなかの回遊性や滞在時間の向上につながり、沿道店舗への立ち寄り機会の増加や新たな出店意欲の喚起など、商業活動の活性化が期待されるところでございます。都市空間としての魅力向上は地価の維持・向上にも一定の効果をもたらすことが期待されるところでございますが、個別施設や個々の事業者の収益性のみで評価するのではなく、民間投資の誘発や都市イメージの向上などを含めた総合的な土地価値の向上を事業効果として捉えてございます。また、広小路の再編では、街路樹や植栽空間の活用など自然環境が有する多様な機能をまちづくりに生かすグリーンインフラの考え方も取り入れながら検討を進めておりますが、下水道施設等の維持管理経費の削減を見込んでいるものではございません。

続いて、3番目、防災対策についての1点目、一次緊急輸送道路について及び2点目、関係機関等との連携についてでございます。

広小路につきましては、愛媛県が指定する第一次緊急輸送道路に位置づけられており、その重要な役割や機能を十分認識した上で検討を進めております。第一次緊急輸送道路として必要な機能や安全性を確保できることを前提といたしまして、将来を見据えた道路空間の在り方について、道路管理者でございます愛媛県や警察と協議を重ねながら取り組んでおります。また、現時点で整備方針が確定しているものではなく、本年11月に予定してございます社会実験を通じまして、交通への影響や安全性についても検証を行うこととしております。当然、今治港港湾BCPも重要であると認識しており、港湾関係者に対しましては、整備方針が現在検討段階ではございますが、次回、今治港連絡協議会定例会におきまして情報共有を行う予定としてございます。

最後に、4番目、社会実験時の災害対策についてでございます。

まず、1点目、安全対策についてでございますが、社会実験にあつては、市民や来訪者の安全確保を最優先に取り組んでまいります。現在、愛媛県や警察、交通事業者など関係機関と協議を進めており、交通規制や動線計画、安全施設の配置などについて検討しているところでございます。また、実施期間中は、案内看板や保安設備等を適切に配置するとともに、交通状況や利用状況を把握しながら、必要な対応を行ってまいります。詳細が定まり次第、広報いまばりや今治市のホームページなどを通じまして、市民の皆様にも適切にお知らせしてまいります。さらに、災害や事故等の緊急時におきましても、関係機関と連携しながら、迅速かつ適切に対応できますよう、実施体制や連絡体制につきまして、事前に整理した上で社会実験を実施してまいります。

最後に、2点目、社会実験後の検証についてでございます。

交通量調査、街頭アンケート調査、周辺住民・事業者等意向調査などを実施いたしまして、確認された効果や課題、市民・関係者からいただいた御意見などを十分検証した上で、今後の計画内容や事業手法に反映してまいります。

以上でございます。

○小澤和樹教育長 加藤議員御質問の盗難事件についてお答えさせていただきます。

まず、1番目、教育委員会として把握している事実関係と経緯についてでございます。

公民館における現金等の盗難被害につきましては、令和6年9月に波止浜公民館で2万円の被害が発生した後、令和7年7月には鳥生公民館で1万3,300円、桜井公民館で43万2,950円、同年9月には今治公民館で10万9,100円、同年12月には常盤公民館で8,700円の被害が確認されております。被害総額は5館で58万4,050円となっております。いずれの公民館も、事務所や金庫の鍵を施錠していたにもかかわらず、現金がなくなったという事案でございました。このうち、波止浜公民館につきましては、発見時、事務所の裏口の鍵が開いており、外部からの侵入の形跡が疑われる状態でありました。

次に、2番目、教育委員会の初動対応についてでございます。

各事案の発生後、速やかに市長まで報告すると同時に、警察への通報及び被害届を提出し、警察による現場検証や関係職員への聞き取りなど、捜査に全面的に協力してまいりました。また、現金や鍵の管理状況の緊急点検を実施し、預り金の翌日入金徹底、朝夕2回の複数人による現金確認、鍵の保管方法の見直しなどを実施するとともに、臨時の館長会を開催し、各館長に対して現金管理の厳格化と防犯意識の向上を強く指導するなど、組織としての管理体制の強化を図ってまいりました。

次に、3番目、公民館長の処分についてでございます。

事案の発覚以降、警察の捜査の進展を注視しながら、並行して各館における鍵の管理状況や現金の保管手順などについて慎重に調査を進めてまいりました。発生時期は異なりますが、これらは同時期に相次いで発生した類似性の高い事案でありますので、全体的な被害状況や各館

の管理実態がある程度出そろった段階で、公平な基準の下、管理責任を評価すべきであると判断いたしました。その結果として、今年3月に今治市職員の分限及び懲戒審査会を開催し、5つの公民館で発生した公金の盗難・紛失については、いずれも懲戒処分相当の行為は認められない。ただ、金庫の鍵の保管方法など管理上の瑕疵がなかったとまでは言えないとの判断がなされたことを受けて、次年度へ向けた公金管理体制の刷新と、人事管理上の区切りをつける意味合いから、文書訓告を行ったものでございます。

次に、4番目、公民館長の補填についてでございます。

被害額の補填につきましては、各館長からの申出により、これを受領したものでございます。館長には、日々、地域のために御尽力いただいております。館長が苦渋の決断をされたことは大変心苦しく、重く受け止めております。ただ、公金を管理する場合には、故意や重大な過失がなくても、軽過失が認められる場合には損害賠償責任が生じることがあり、今回の事案においては、鍵の管理や現金の保管方法について、管理上の瑕疵が全くなかったとは言えず、館長からの補填の申出を受領したこと自体は適法かつ正当な対応であると認識しております。なお、今後、警察の捜査により犯人が特定された場合には、館長が求償を行うことが可能であると考えております。

次に、5番目、市民への公表についてでございます。

本事案につきましては、発見時、事務所や金庫の鍵がかかっていたにもかかわらず、現金がなくなっていた事案であったため、警察の初動捜査を妨げないことや不確かな情報が広がることでの影響を危惧し、公表を控える形となってしまいました。しかしながら、結果として、事案発生から長期間にわたり市民の皆様への情報提供がなされていなかったことにつきまして、今後は、この教訓を踏まえ、警察の捜査に支障のない範囲において速やかに情報開示に努めてまいります。

最後に、6番目、再発防止策についてでございます。

教育委員会といたしましては、一連の事案を重く受け止めております。これまで実施した預り金の翌日までの入金や複数人での現金確認、金庫などの鍵の取替えといったソフト面の対策に加え、今議会で予算計上しております防犯カメラの設置を進めるなど、ハード面での防犯対策を強化してまいります。さらに、公民館における現金の取扱いを見直す時期に来ていると認識しております。今後は、自治会をはじめとする関係団体との協議の下、自治会費や消防後援会費などの準公金の取扱いを極力振込に変更するなど、可能な限りリスクを低減する安全な運用体制見直しを進め、市民の皆様の信頼回復に全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○達川雄一郎議長 以上で答弁は終わりました。

再質問はありませんか。

○加藤 明議員 議長。

○達川雄一郎議長 加藤明議員。

○加藤 明議員 最初に、都市再生整備計画についてお伺いいたします。

令和8年3月の表記で4月22日にホームページで公表されております。この国との協議がいつ頃からスタートし、国への申請書はいつ頃出されたのかお伺いいたします。

○富田義勝総合政策部長 お答えいたします。

国との協議につきましては、令和7年度、まず、7月時点で四国地方整備局と事前に打合せを開始いたしまして、秋口に正式に国土交通省に申請を上げたものでございます。その間、国とのやり取りを進めながら、内容について協議をさせていただいております。

以上でございます。

○達川雄一郎議長 再質問はありませんか。

○加藤 明議員 議長。

○達川雄一郎議長 加藤明議員。

○加藤 明議員 令和7年7月頃から協議を開始されて、秋口には申請を行われたということですが、令和7年12月16日の魅力都市創生特別委員会のときの説明では策定中という表現がされております。また、今年の3月11日の予算特別委員会の中で私がK P Iの設定についてお尋ねしたときにも策定中という表現がされておりました。4月17日に総務委員協議会で初めて計画が提出されておりますけれども、そのときに詳細な事業計画や事業費が出されております。今治市都市再生協議会が2月24日に行われておりますけれども、このときにも、概略の説明はありますけれども、事業費の公表は一切されておられません。事業費を今まで出していなかった理由はどういうところでしょうか。

○富田義勝総合政策部長 お答えいたします。

本計画につきまして、承認を得るための申請ですが、事業計画の前段階のものを国土交通省に提出いたしまして、意思決定につきましては今治市都市再生協議会の中でやっていただくということで事業を進めてまいりました。2月の最終段階で、こういった形で、国との協議を踏まえた上で、今治市都市再生協議会に諮りまして、最終的にこういう形になっていくということで国に報告を申し上げたところで、4月の段階で御承認を得たという形になっております。事業費が確定しましたのもその承認を受けてということでございますので、4月22日の公表。その前に総務委員協議会で御報告させていただきました。

以上でございます。

○達川雄一郎議長 再質問はありませんか。

○加藤 明議員 議長。

○達川雄一郎議長 加藤明議員。

○加藤 明議員 都市再生整備計画については、国との協議の中で、妥当性、効率性、実現可能性、こういったことについて主に国土交通省とやり取りがあったものと思います。そういっ

た中で、国もおおむねこの計画であれば補助金をつけて実行してもいいだろうという中で、補助金がつく事業になったのだらうと思います。そういった中で、議会に対して今まで事業費の説明が一切ない。先ほど申しあげました3月11日の予算特別委員会においても策定中という表現をされております。それであるなら、例えば、今、4月に国の承認を得たから公表したということですが、今治市都市再生協議会はいろいろまちづくりについて大変熱心に議論いただいておりますし、提言いただくことは大変ありがたいと思います。しかしながら、最終決定権はないということで、今治市都市再生協議会の案を受けて理事者が提案し、議会がその予算を認めて初めて実行に移せるということですから、かなり大きい事業ですので、私は、もっと早くから事業費や事業内容、そういったものの説明があるべきだったと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○富田義勝総合政策部長 お答えいたします。

4月の段階で、国の承認を得た中で正確な概算事業費の公表をさせていただいたところでございます。まだ策定中というのは、確かに国に申請しておりまして、それを御承認いただくまで、国とずっと協議を重ねてまいりました結果、4月に事業の計画承認をいただいたということで、その時点で、この金額につきましては議員の皆様にも委員会を通じて報告させていただきました。

なお、今年度また新たに今治市中長期財政収支見通しにつきましてはローリングをかけていきますので、その中には当然この事業費は反映させてまいります。

以上でございます。

○達川雄一郎議長 再質問はありませんか。

○加藤 明議員 議長。

○達川雄一郎議長 加藤明議員。

○加藤 明議員 事業費が固まっていないという中で、正式にはまだ報告できなかったということですが、現在、愛媛県との協議は調っているのでしょうか。どのような協議内容まで行っているのかお伺いいたします。

○富田義勝総合政策部長 お答えいたします。

私の答弁の中でも御説明させていただきましたが、逐次、愛媛県ともいろいろと協議を重ねておりまして、実証実験に向けた連絡体制でありますとか、どういうふうになれば安全性が一番高いかという部分に関して、今現在、愛媛県東予地方局今治土木事務所とも詰めているところでございます。

以上でございます。

○達川雄一郎議長 再質問はありませんか。

○加藤 明議員 議長。

○達川雄一郎議長 加藤明議員。

○加藤 明議員 今治市都市再生協議会、令和8年2月24日の会において、道路管理者として、車道幅員が狭くなることによる安全性や円滑な交通確保について懸念があると発言があります。また、運輸事業者からも、3メートルの幅員であって、バスが2.5メートル、バックミラーを入れると3メートルの幅員では安全性の確保が難しいという発言もあります。そうした中で、それらをあまり取り入れることなく、中央緑道帯の案で実施されるおつもりなのでしょうか。

○富田義勝総合政策部長 お答えいたします。

社会実験につきましては、そういった課題も踏まえた中で社会実験を行いまして、愛媛県は、今回、その実証に向けて、一部クスノキも伐採を実施していただいております。それは、大型バスが通るということを愛媛県も踏まえた上でそういったことに取りかかっているところであります。また、私の答弁でも説明させていただきましたが、交通事業者や愛媛県と、道路幅の問題という部分につきましても、この実証実験を踏まえまして、こういった形が最終的にいいのか、こういった方法で整備方針を固めていくのかということを真摯に皆様の御意見をお受け止めたいとして、検討する予定でございます。

以上でございます。

○達川雄一郎議長 再質問はありませんか。

○加藤 明議員 議長。

○達川雄一郎議長 加藤明議員。

○加藤 明議員 私は手続的にいろいろと疑問を感じています。議会に対しての説明もそうですけど、もう少し丁寧な説明を。先ほど言いましたように、いろいろな方が関係する大きな事業ですので、やはり皆さんそれぞれ理解を得た中で協力を仰いでいかないと、なかなか実現は難しいのではないかと。特に道路管理者、愛媛県等も含めて、これは十分理解を得ないと、難しい事業として進められるかどうか。それをあえて、4月に国の内定を得たからお墨つきを得たということではなくて、もちろん計画の中にも変更は可能という記載もございます。当初申し上げましたA案、B案、C案、D案、4つある中で安全性が一番危惧されるD案を採用した中で、中央緑道帯を採用した場合に、車両通行帯はしつらえによって対応可能ということもありますので、ぜひそこらを明らかにしていただいて、社会実験前に議会にも説明いただけたらと思います。

公民館につきましてお伺いいたします。

先ほど軽過失の場合においても分任出納員については責任がかかる場合があるとおっしゃいました。今回もそれなりの手続はされたのでしょうかけれども、ある意味で、それぞれ皆さん個人差もあるのでしょうか、十分に納得していない部分もあるのではないかと思います。そういった中で、こういう事件が起こったときには、第三者の目といいますか、今治市も監査委員事務局がございます。当然、正規の賠償責任を求める場合には、監査委員が入った中で賠償額の決定をするわけですが、外部機関といいますか、そういった監査制度等々を使うこと

も1つの方法ではないかと思います。今後、今回の事件を踏まえて、これが前例になって、こういった事例が起こったときには館長の責任ということになるのであれば、禍根を残すということがあると思いますので、そういった判断を仰ぐためにも、利用できる範囲で、監査委員事務局等々にそういったことの判断を仰ぐことも1つの方法ではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○小澤和樹教育長 お答えいたします。

万が一起きた場合、事案ごとに管理状況や責任の有無を十分確認した上で判断すべきものと捉えております。分任出納員であることで一律に補填を求めるものではございません。教育委員会といたしましては、今後、臨時館長会を開くなどして、改めて再発防止を徹底し、このような事態が発生しない体制づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○達川雄一郎議長 加藤議員に申し上げます。発言時間が残り少なくなってまいりましたので、制限時間内によりしくお願いいたします。

再質問はありませんか。

○加藤 明議員 議長。

○達川雄一郎議長 加藤明議員。

○加藤 明議員 教育長から答弁をいただきましたけれども、職員の方は、それぞれ使命感を持って、一生懸命仕事に取り組んでいる方が多いと思います。特に公民館長あたりも、長年、30年余りにわたって公務員として勤務してきた方が多いのではないかと思います。そういった中で、自治体の仕事には慣れた方だろうと思いますけれども、もちろん、そういった盗難等があった場合に全てが免除されるということではありません。公平・公正な観点から、本人も納得のいくような取扱いといいますか、処分等も含めてできるような方法を今後検討していただいて、もちろん事件が起こらないにこしたことはないのですが、起こった場合にもそういった責任の所在等をみんなが見た目の中で公平性が担保できるような運用をお願いできたらと思いますので、要望としておきます。

以上で質問を終わります。

○上村悦男議員 通告に基づき、質疑を行います。

議案第45号「令和8年度 今治市一般会計補正予算（第1号）」についての1番目、歳出7款1項3目観光振興事業費についてのうち、1点目、いきいきつながるいまはる応援クーポン事業の目的について伺います。

本事業は、物価高騰の影響を受けた地域住民を支援するとともに、せとうちみなとマルシェを活用した多世代交流の機会を通じて、高齢者の生き生きとした暮らしを支えるため、出店店舗で利用できるプレミアム付クーポン券を発行しようとするものです。

まず、本事業の目的についてお尋ねします。

説明資料にあるとおり、物価高騰の影響を受けた地域住民を支援することを目的とするならば、対象を65歳以上の市民に限定し、利用場所もせとうちみなとマルシェに絞ることは支援の広がりやを欠くのではないのでしょうか。市民全体が物価高に苦しむ中で、あえて対象と場所を限定した意図を伺います。また、これが説明にある高齢者の生き生きとした暮らしや多世代交流の創出を主眼とする福祉振興施策であるならば、物価高騰対策という名目との整合性をどう考えているのか伺います。

次に、2点目、予算1,700万円の経費内訳についてお尋ねします。

本事業の予算総額1,700万円のうち、プレミアム分、1セット1,000円掛ける1万セットの1,000万円を除いた残り700万円が事務経費と考えられます。主な内訳として、説明資料には、クーポン取扱手数料、印刷製本費、広告宣伝費などが挙げられていますが、発行総額2,000万円、販売額1,000万円、プラスプレミアム分1,000万円の事業に対して、経費率が41%に達するのは高過ぎると思います。詳細な積算内訳を明らかにしてください。

次に、3点目、プレミアム付クーポン券発行数の根拠についてお尋ねします。

過去に実施されたせとうちみなとマルシェ誘客促進事業では、年齢制限を設けずに、令和4年度は1万セット、令和5年度は1万1,000セットを発行していました。今回は、対象を65歳以上の市民と大幅に限定しているにもかかわらず、発行数を令和4年度と同じ1万セットとしている理由は何でしょうか。令和7年度の高齢化率が約36%ですから、過去の発行実績から考えると、4,000セットもあれば十分だと考えます。対象人口が絞られた中で、この規模が必要と判断した根拠を伺います。

最後に、4点目、販売制限と本人確認についてお尋ねします。

本クーポンは、65歳以上の市民が対象であるため、販売時には、当然、年齢や住所の確認が必要になります。しかし、1人当たりの購入回数やセット数に制限を設けない場合、特定の人は何度も、また何セットも購入し、多くの高齢者に行き渡らない懸念があります。公平性を担保するため、1人何セットといった制限を設けるのか、また重複購入を防止するための管理体制をどのように整えるのか、具体的な運用方法をお尋ねします。

以上です。

○達川雄一郎議長 答弁を求めます。

○徳永繁樹市長 いきいきつながるいまはる応援クーポン事業の目的についてお答えさせていただきます。

長引く物価高騰の影響は広く市民全般に及んでおりますが、本事業はその中でも特に影響を受けているとされる高齢者に対し、プレミアム付クーポン券を発行することで、その家計負担の軽減を図るとともに、消費を控えるため外出機会が減少しがちな皆様に、外出や交流の機会を持っていただき、生き生きとした暮らしの実現につながればとの思いで実施するものです。

事業が実施されるせとうちみなとマルシェは、今や毎回1万人以上の来場者を集める市民の憩いの場、交流の場、中心市街地のにぎわい拠点となっており、その取組は、地域づくり表彰で国土交通大臣賞を受賞するなど、全国的にも高い評価をいただいております。会場には地元の生産者や事業者が多く出店し、来場者との会話や触れ合いを通じて、瀬戸内の食や文化、地域の魅力を身近に感じることができます。また、新鮮な野菜や魚介類、加工品など、日常生活に必要な食材を購入できますことから、買物の場としての利便性も高く、多くの市民の皆様に親しまれています。

いきいきつながるいまはる応援クーポン事業を契機に、高齢者の皆様には、御家族やお友達と一緒にマルシェ会場に足を運んでいただくとともに、ボランティアとして参加してくれている多くの高校生・大学生、毎回懸命にマルシェ開催を支えていただいている運営委員会の皆様方にも、気軽に声をかけていただくことで、今治市を愛する方々の世代を超えた交流の輪がさらに広がることを願うものでございます。

その他の御質疑につきましては関係理事者から答弁させていただきます。

○富田義勝総合政策部長 上村議員御質疑の議案第45号「令和8年度 今治市一般会計補正予算（第1号）」についての1番目、歳出7款1項3目観光振興事業費についてのうち、2点目、予算1,700万円の経費内訳についてでございます。

予算額1,700万円の経費内訳につきましては、プレミアム還元分1,000万円のほか、事務経費として、回収・集計・精算業務及び本人確認を伴う販売体制の運営費280万円、クーポンやチラシ等の印刷製本費150万円、振込手数料90万円、ホームページ制作費等60万円並びに広告宣伝料を50万円、消耗品費40万円、書類等の郵送料30万円となっております。

本事業は、紙クーポンによる対面販売を基本としてございますことから、本人確認でございますとか精算業務、周知・広報など、円滑な実施のための運営体制が不可欠でございます。これらは事業実施に必要な経費として認識しております。

なお、昨年度全世帯へおこめ券を配付いたしましたいまはり暮らし応援券事業につきましては、事業総額が7億7,000万円と非常に大きな予算規模でございました。全世帯を対象とした一斉配付という性質から事務費も大きくなりましたが、経費率は約16.6%でございました。しかし、本事業は事業の規模が小規模でございますので、事業経費率が41%を占めるという割合

が相対的に高くなってございます。

また、事務経費につきましては、事業完了後に内容を精査いたしまして、必要に応じて適正な調整を行うなど、支出の妥当性と適正な予算執行の確保に努めてまいります。

次に、3点目、プレミアム付クーポン券発行数の根拠についてでございます。

発行券を1万セットにした根拠につきましては、現在のせとうちみなとマルシェの来場者の実態と本事業の目標を踏まえまして算定したものでございます。65歳以上の来場者でございますが、現在、全体の3%、1回当たり約300人というところにとどまっております。本事業では、これを約5%、約500人まで増やすことを目標として設定してございます。期間中、12回の開催で約6,000人の利用を見込んだ上で、1開催当たりの購入上限をお一人2セットまでに設定することから、単純計算で言いますと1万2,000セットとなりますが、実際の利用状況のばらつきを考慮いたしまして、発行規模として1万セットということに設定したものでございます。さらに、10代までの若年層の来場が比較的少ない状況もありますことから、高齢者の来場を促すことで、親世代や孫世代とも一緒に訪れていただく機会につながり、多世代交流の促進や、せとうちみなとマルシェの魅力向上が図られるものと考えております。

なお、事業実施後におきましては、販売状況や利用実績を検証し、今後の事業運営や施策の改善に生かしてまいりたいと考えております。

最後に、4点目でございます。販売制限と本人確認についてでございます。

販売数の制限は、先ほど積算根拠のときに申し上げましたとおり、お一人様2セットということで予定してございます。本クーポンは65歳以上の今治市民を対象としてございますことから、販売に当たりましては、公的証明書の提示を基本といたしまして、年齢及び住所の確認をさせてもらうこととしております。さらに、本人確認と購入状況の管理により重複購入や大量購入を防止するとともに、複数回御来場いただくきっかけとなり、外出機会の創出や社会参加の促進につなげてまいります。

なお、事業実施の際には、広報誌や各種団体との連携など、様々な手段を活用しながら丁寧に周知いたしますとともに、販売時に混乱が生じないように、十分な配慮と公平性の確保、利用しやすさの両立を図り、適正な執行に努めてまいります。

以上でございます。

○達川雄一郎議長 以上で答弁は終わりました。

再質疑はありませんか。

○上村悦男議員 議長。

○達川雄一郎議長 10番上村悦男議員。

○上村悦男議員 寺井議員が質問されたときに、本事業の目的について、消費マインドの喚起とおっしゃったように記憶しています。先ほどの説明あるいは説明資料にある説明とは若干異なると思うのですが、改めてこの事業の目的についてお聞かせいただけたらと思います。

○富田義勝総合政策部長 お答えいたします。

市長の答弁の中にもございましたが、物価高でどうしても外出をためらいがちな御高齢者の方に、プレミアム率100%という消費喚起を促すことで、まず、せとうちみなとマルシェで消費いただく消費喚起、それと併せて、自ら外に出ていただいて、人との交流を図っていただいて、より一層生き生きとした生活を送っていただくということを目的といたしております。

以上でございます。

○達川雄一郎議長 再質疑はありませんか。

○上村悦男議員 議長。

○達川雄一郎議長 上村悦男議員。

○上村悦男議員 1点確認させてください。先ほど総合政策部長から、1回につき2セットまでという制限を設けるとの答弁がございました。プレミアム付クーポン券の利用期間についても説明がありましたが、令和8年8月から令和9年1月までの6か月の間にせとうちみなとマルシェが12回開催されるということです。このせとうちみなとマルシェに毎回参加して、クーポン券を毎回2セット購入された高齢者の方は、1,000円掛ける2セット掛ける12回で総額2万4,000円の恩恵を受けると考えてよろしいのでしょうか。

○富田義勝総合政策部長 お答えいたします。

再度来ていただくということも1つの目的でございます。再度来ていただいて、いろいろと人流の輪を広げていっていただくというものもこの事業の目的としてございますので、再来した方が今度は買えませんということの設定は今のところしておりませんが、あまりにも公平性に欠けるようでありましたら、もう一度事務局の中でどうしていくかというのは設定させていただこうかと思っております。

以上でございます。

○達川雄一郎議長 再質疑はありませんか。

○上村悦男議員 議長。

○達川雄一郎議長 上村悦男議員。

○上村悦男議員 先ほど説明がありましたように、本事業は発行総数が1万セットとされていきます。令和7年3月31日時点における今治市の高齢者人口は5万2,833人ですので、概数で約5万人とした場合、全員が1セットずつ購入したとしても、高齢者の2割にしか行き渡りません。さらに、御説明にあったように、1回につき2セットまで購入可能というルールであれば、高齢者の1割、5,000人しか恩恵を受けられないということにもなります。物価高騰の影響は高齢者全員が受けているにもかかわらず、残り8割から9割の高齢者が本事業から除外されてしまう仕組みになっている点、外出が困難な高齢者や会場から遠い地域に住む高齢者との間で居住地あるいは身体的状況による不公平が生じている点など、今治市は公平性の観点から本事業をどのように認識しているのか。本日御説明いただいたことを参考にしながら、改めて、家

に帰って精査して、予算特別委員会での審議に臨みたいと思います。

以上で私の質疑を終わります。